

モバイルアクセスサービス契約約款

【現改比較表】 2022年2月25日現在

～2022年2月24日

2022年2月25日～

目次～第1章 (略)

第2章

第3条の2

種別	内容
(略)	(略)
カテゴリーW	株式会社NTTドコモの卸携帯サービス契約約款に規定する卸Xiサービスを利用して提供するものであって、カテゴリーX以外のもの
(略)	(略)

第4条～第38条 (略)

第39条 (略)

2 前項に規定するほか、当社は、国際電気通信事業者（契約事業者（株式会社NTTドコモに限りません。）のXiサービス契約約款に規定する者をいいます。）からモバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限りません。以下この項において同じとします。）の氏名等の通知の請求があった場合は、そのモバイルアクセス契約者の氏名、住所及びモバイルアクセス回線番号等をその国際電気通信事業者に通知することがあります。

(略)

目次～第1章 (略)

第2章

第3条の2

種別	内容
(略)	(略)
カテゴリーW	株式会社NTTドコモの卸携帯サービス契約約款に規定する卸Xiサービス又は卸5Gサービス（そのモバイルアクセス契約と同時に利用するIP通信網サービス契約約款及び料金表に規定する第2種契約（タイプ6-3のコース1に係るものであって、音声通話機能付き契約者カードの利用に係るものに限ります。）において、5G通信機能を利用している場合に限りません。）を利用して提供するものであって、カテゴリーX又はカテゴリーF以外のもの
(略)	(略)

第4条～第38条 (略)

第39条 (略)

2 前項に規定するほか、当社は、国際電気通信事業者等（契約事業者（株式会社NTTドコモに限りません。）のXiサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する者をいいます。）からモバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限りません。以下この項において同じとします。）の氏名等の通知の請求があった場合は、そのモバイルアクセス契約者の氏名、住所及びモバイルアクセス回線番号等をその国際電気通信事業者等に通知することがあります。

(略)

第39条の2～料金表 通則14 (略)

15 (略)

(1) (略)

ア (略)

イ カテゴリWに係るもの

株式会社NTTドコモ並びに株式会社NTTドコモのXiサービス契約約款及びFOMAサービス契約約款に定める協定事業者の設置する1の電気通信設備
(略)

料金表

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料

2-4 国際ローミング機能に係る利用料

2-4-1 国際アウトローミング利用料

2-4-1-1 ボイスモードに係るもの

(1) (2)以外のもの

区 分	在圏する国又は地域の電気通信設備への通信	日本の電気通信設備への通信	左2欄以外の国又は地域の電気通信設備への通信
(略)	(略)		
別表2 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者の規定に従って適用されるグループの番号	契約事業者(株式会社NTTドコモに限ります。)がXiサービス契約約款に規定する国際アウトローミング(通話モード(在圏する国又は地域から本区分の通信を行う場合に限り本区分の通信を	契約事業者(株式会社NTTドコモに限ります。)がXiサービス契約約款に規定する国際アウトローミング(通話モード(在圏する国又は地域から本区分の通信を行う場合に限り	契約事業者(株式会社NTTドコモに限ります。)がXiサービス契約約款に規定する国際アウトローミング(通話モード(在圏する国又は地域から本区分の通信を行う場合に限り)の通信の利用に

第39条の2～料金表 通則14 (略)

15 (略)

(1) (略)

ア (略)

イ カテゴリWに係るもの

株式会社NTTドコモ並びに株式会社NTTドコモのXiサービス契約約款、[5Gサービス契約約款](#)及びFOMAサービス契約約款に定める協定事業者の設置する1の電気通信設備
(略)

料金表

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料

2-4 国際ローミング機能に係る利用料

2-4-1 国際アウトローミング利用料

2-4-1-1 ボイスモードに係るもの

(1) (2)以外のもの

区 分	在圏する国又は地域の電気通信設備への通信	日本の電気通信設備への通信	左2欄以外の国又は地域の電気通信設備への通信
(略)	(略)		
別表2 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者の規定に従って適用されるグループの番号	契約事業者(株式会社NTTドコモに限ります。)がXiサービス契約約款又は 5Gサービス契約約款 に規定する国際アウトローミング(通話モード(在圏する国又は地域から本区分の通信を行う場合に限り本区分の通信を	契約事業者(株式会社NTTドコモに限ります。)がXiサービス契約約款又は 5Gサービス契約約款 に規定する国際アウトローミング(通話モード(在圏する国又は地域から本区分の通信を行う場合に限り	契約事業者(株式会社NTTドコモに限ります。)がXiサービス契約約款又は 5Gサービス契約約款 に規定する国際アウトローミング(通話モード(在圏する国又は地域から本区分の通信を行う場合に限り)の通信の利用に

	行う場合に限り ます。)に係るもの の通信の利用に 係るものとみな した場合に適用 される料金額と 同額	ます。)に係るもの に限ります。)の通 信の利用に係るも のとみなした場合 に適用される料金 額と同額	係るものとみなした場 合に適用される料金額 と同額
--	--	--	---------------------------------

	は地域から本区 分の通信を行う 場合に限りま す。)に係るもの に限ります。)の 通信の利用に係 るものとみなし た場合に適用さ れる料金額と同 額	分の通信を行う場 合に限ります。)に 係るものに限る す。)の通信の利 用に係るものと みなした場合に 適用される料金 額と同額	ます。)の通信の利 用に係るものと みなした場合に 適用される料金 額と同額
--	---	---	--

(略)

(略)

(2) 国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るもの

(2) 国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るもの

区 分	料 金 額
(略)	(略)
別表3の1通話モード 又は64kb/sデジタル通 信モードにより国際ア ウトローミングに係る 電気通信回線へ着信す る通信に係る取扱地域 の規定に従って適用さ れるグループの番号	契約事業者(株式会社NTTドコモに限ります。)がXiサー ビス契約約款に規定する国際アウトローミング(通話モード (国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信 に係るものに限ります。)に係るものに限ります。)の通信の 利用に係るものとみなした場合に適用される料金額と同額
(略)	(略)

区 分	料 金 額
(略)	(略)
別表3の1通話モード 又は64kb/sデジタル通 信モードにより国際ア ウトローミングに係る 電気通信回線へ着信す る通信に係る取扱地域 の規定に従って適用さ れるグループの番号	契約事業者(株式会社NTTドコモに限ります。)がXiサー ビス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する国際アウト ローミング(通話モード(国際アウトローミングに係る電気通 信回線へ着信した通信に係るものに限ります。)に係るもの に限ります。)の通信の利用に係るものとみなした場合に適用さ れる料金額と同額
(略)	(略)

2-4-1-2 64kb/sデジタルモードに係るもの

2-4-1-2 64kb/sデジタルモードに係るもの

(1) (2)以外のもの

(1) (2)以外のもの

区 分	在圏する国又は	日本の電気通信設	左2欄以外の国又は地
-----	---------	----------	------------

区 分	在圏する国又は	日本の電気通信設	左2欄以外の国又は地
-----	---------	----------	------------

	地域の電気通信 設備への通信	備への通信	域の電気通信設備への 通信
(略)	(略)		
別表2 国際アウト ローミングに係る 外国の電気通信事 業者の規定に従っ て適用されるグル ープの番号	契約事業者（株式 会社NTTドコ モに限りま す。）がX i サービス 契約約款に規定 する国際アウト ローミング （64kb/sデジタ ルモード（在圏す る国又は地域か ら本区分の通信 を行う場合に限 ります。）に係る ものに限ります。 ）の通信の利 用に係るものと みなした場合に 適用される料金 額と同額	契約事業者（株式 会社NTTドコモ に限りま す。）がX i サービス契約約 款に規定する国際 アウトローミング （64kb/sデジタル モード（在圏する 国又は地域から本 区分の通信を行う 場合に限りま す。）に係るもの に限ります。）の通信の利 用に係るものと みなした場合に適 用される料金額と 同額	契約事業者（株式 会社NTTドコモに限りま す。）がX i サービス契 約約款に規定する国際 アウトローミング （64kb/sデジタルモー ド（在圏する国又は地域 から本区分の通信を行 う場合に限りま す。）に係るもの に限ります。）の通信の利 用に係るものと みなした場合に適 用される料金額と同額
(略)	(略)		

(2) 国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るもの

区 分	料 金 額
-----	-------

	地域の電気通信 設備への通信	備への通信	域の電気通信設備への 通信
(略)	(略)		
別表2 国際アウト ローミングに係る 外国の電気通信事 業者の規定に従っ て適用されるグル ープの番号	契約事業者（株式 会社NTTドコ モに限りま す。）がX i サービス 契約約款又は5G サービス契約約 款に規定する国 際アウトローミ ング（64kb/sデジ タルモード（在圏 する国又は地域 から本区分の通 信を行う場合に 限りま す。）に係 るものに限 ります。）の通信 の利 用に 係 る もの と み な し た 場 合 に 適 用 さ れ る 料 金 額 と 同 額	契約事業者（株式 会社NTTドコモ に限りま す。）がX i サービス契約約 款又は5Gサービ ス契約約款に規定 する国際アウトロ ーミング（64kb/s デジタルモード （在圏する国又は 地域から本区分の 通信を行う場合に 限りま す。）に係 るもの に限 ります。 ）の通信の利 用に 係 る もの と み な し た 場 合 に 適 用 さ れ る 料 金 額 と 同 額	契約事業者（株式 会社NTTドコモに限りま す。）がX i サービス契 約約款又は5Gサービ ス契約約款に規定する 国際アウトローミ ング（64kb/sデジタ ルモード（在圏する 国又は地域 から本区分の通信を行 う場合に限りま す。）に係るもの に限ります。）の通信の利 用に係るものと みなした場合に適 用される料金額と同額
(略)	(略)		

(2) 国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るもの

区 分	料 金 額
-----	-------

(略)	(略)
別表3の2通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域の規定に従って適用されるグループの番号	契約事業者(株式会社NTTドコモに限ります。)がX i サービス契約約款に規定する国際アウトローミング(64kb/sデジタル通信モード(国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るものに限ります。))に係るものに限ります。)の通信の利用に係るものとみなした場合に適用される料金額と同額
(略)	(略)

2-4-2 (略)

2-4-3 ショートメッセージ通信モードに係るもの

区 分		料金額
グループの番号	区分の詳細	送信1回ごとに
契約事業者(株式会社NTTドコモに限ります。)がX i サービス契約約款に規定する国際アウトローミング(ショートメッセージ通信モードに係るものに限ります。)の通信の利用に係るものとみなした場合に、本表の区分の詳細に応じて適用されるグループの番号と同じ番号	別表2 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者の規定に従って適用される区分及び事業者	契約事業者(株式会社NTTドコモに限ります。)がX i サービス契約約款に規定する国際アウトローミング(ショートメッセージ通信モードに係るものに限ります。)の通信の利用に係るものとみなした場合に適用される料金額と同額

(略)

第2 (略)

(略)	(略)
別表3の2通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域の規定に従って適用されるグループの番号	契約事業者(株式会社NTTドコモに限ります。)がX i サービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング(64kb/sデジタル通信モード(国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るものに限ります。))に係るものに限ります。)の通信の利用に係るものとみなした場合に適用される料金額と同額
(略)	(略)

2-4-2 (略)

2-4-3 ショートメッセージ通信モードに係るもの

区 分		料金額
グループの番号	区分の詳細	送信1回ごとに
契約事業者(株式会社NTTドコモに限ります。)がX i サービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング(ショートメッセージ通信モードに係るものに限ります。)の通信の利用に係るものとみなした場合に、本表の区分の詳細に応じて適用されるグループの番号と同じ番号	別表2 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者の規定に従って適用される区分及び事業者	契約事業者(株式会社NTTドコモに限ります。)がX i サービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング(ショートメッセージ通信モードに係るものに限ります。)の通信の利用に係るものとみなした場合に適用される料金額と同額

(略)

第2 (略)

第3 相互接続番号案内に関する料金

1 適用

区 分	内 容		
(略)	(略)		
(3) 番号案内接 続通信料の適用 除外	(略)		
	区 分	単 位	料金額
番号案内接続通信 料	1の電気通信番号 ごとに	契約事業者（株式会 社NTTドコモに限 ります。）がX iサー ビス契約約款に規定 する相互接続番号案 内の利用に係るもの とみなした場合に適 用される料金の上限 額と同額	
(略)	(略)		

(略)

(注1) 本別表1欄に規定する当社が別に定めるものは、契約事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）がX iサービス契約約款に規定する迷惑電話おことわり機能（迷惑電話ストップサービス）を提供する条件と同じとします。

(注2) (略)

(注3) 本別表1欄の(3)に規定する当社が別に定める時間は、契約事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）がX iサービス契約約款に規定する迷惑電話おことわり機能（迷惑電話ストップサービス）を提供する条件と同じとします。

第3 相互接続番号案内に関する料金

1 適用

区 分	内 容		
(略)	(略)		
(3) 番号案内接 続通信料の適用 除外	(略)		
	区 分	単 位	料金額
番号案内接続通信 料	1の電気通信番号 ごとに	契約事業者（株式会 社NTTドコモに限 ります。）がX iサー ビス契約約款 <u>又は5 Gサービス契約約款</u> に規定する相互接続 番号案内の利用に係 るものとみなした場 合に適用される料金 の上限額と同額	
(略)	(略)		

(略)

(注1) 本別表1欄に規定する当社が別に定めるものは、契約事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）がX iサービス契約約款 又は5Gサービス契約約款に規定する迷惑電話おことわり機能（迷惑電話ストップサービス）を提供する条件と同じとします。

(注2) (略)

(注3) 本別表1欄の(3)に規定する当社が別に定める時間は、契約事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）がX iサービス契約約款 又は5Gサービス契約約款に規定する迷惑電話おことわり機能（迷惑電話ストップサービス）を提供する条件と同じとします。

(注4) (略)

(注5) 本別表3欄の(5)に規定する当社が別に定める数は、契約事業者(株式会社NTTドコモに限ります。)がX iサービス契約約款に規定する自動着信転送機能(転送でんわ)を提供する条件と同じとします。

(注6) ~ (注7) (略)

(注8) 本別表4欄の(3)に規定する当社が別に定める場合は、契約事業者(株式会社NTTドコモに限ります。)がX iサービス契約約款に規定する留守番電話及び不在案内機能を提供する条件と同じとします。

(略)

別表2 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ		
		通話モード	64kb/sデジタル通信モード	ショートメッセージ通信モード
契約事業者(株式会社NTTドコモに限ります。以下、本表において同じとします。)がX iサービス契約約款に規定する国際アウトローミングの通信の利用に係るものとみなした場合に、在圏する国又は地域に応じて接続可能とされる通	契約事業者がX iサービス契約約款に規定する国際アウトローミングの通信の利用に係るものとみなした場合に、接続する通信事業者	契約事業者がX iサービス契約約款に規定する国際アウトローミング(通話モードに係るもの)の通信の利用に係るものとみなした場合に、接続する通信事業者	契約事業者がX iサービス契約約款に規定する国際アウトローミング(64kb/sデジタル通信モードに係るもの)の通信の利用に係るものとみなした場合に、接続する通信事業者	契約事業者がX iサービス契約約款に規定する国際アウトローミング(ショートメッセージ通信モードに係るもの)の通信の利用に係るものとみなした場合に、接続する通信事業者

(注4) (略)

(注5) 本別表3欄の(5)に規定する当社が別に定める数は、契約事業者(株式会社NTTドコモに限ります。)がX iサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する自動着信転送機能(転送でんわ)を提供する条件と同じとします。

(注6) ~ (注7) (略)

(注8) 本別表4欄の(3)に規定する当社が別に定める場合は、契約事業者(株式会社NTTドコモに限ります。)がX iサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する留守番電話及び不在案内機能を提供する条件と同じとします。

(略)

別表2 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ		
		通話モード	64kb/sデジタル通信モード	ショートメッセージ通信モード
契約事業者(株式会社NTTドコモに限ります。以下、本表において同じとします。)がX iサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミングの通信の利用に係るものとみなした場合に、在圏する国又は地域に	契約事業者がX iサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミングの通信の利用に係るものとみなした場合に、接続する通信事業者	契約事業者がX iサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング(通話モードに係るもの)の通信の利用に係るものとみなした場合に、接続する通信事業者	契約事業者がX iサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング(64kb/sデジタル通信モードに係るもの)の通信の利用に係るものとみなした場合に、接続する通信事業者	契約事業者がX iサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング(ショートメッセージ通信モードに係るもの)の通信の利用に係るものとみなした場合に、接続する通信事業者

ミングの通信の利用に係るものとみなした場合に、在圏する国又は地域に応じて適用される地域と同じもの	信事業者と同じもの	れるグループと同じもの	に応じて適用されるグループと同じもの	プと同じもの
(略)				

に規定する国際アウトローミングの通信の利用に係るものとみなした場合に、在圏する国又は地域に応じて適用される地域と同じもの	に応じて接続可能とされる通信事業者と同じもの	通信事業者に応じて適用されるグループと同じもの	合に、接続する通信事業者に応じて適用されるグループと同じもの	に応じて適用されるグループと同じもの
(略)				

2 船舶／航空機等における国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分（通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。）に係るグループ		
		通話モード	64kb/sデジタル通信モード	ショートメッセージ通信モード
契約事業者（株式会社NTTドコモに限ります。以下、本表において同じとします。）がXi	契約事業者がXiサービス契約約款に規定する国際アウトローミング(船舶／航空機等における国際アウトロ	契約事業者がXiサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（通話モードに係るもの）の通信の利用に係	契約事業者がXiサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（64kb/sデジタル通信モードに係るもの）の	契約事業者がXiサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（ショートメッセージ通信モードに係るもの）の通信の利用に係

2 船舶／航空機等における国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分（通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。）に係るグループ		
		通話モード	64kb/sデジタル通信モード	ショートメッセージ通信モード
契約事業者（株式会社NTTドコモに限ります。以下、本表において同じとします。）がXi	契約事業者がXiサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング(船舶／航空	契約事業者がXiサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（通話モードに係るもの）に	契約事業者がXiサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（64kb/sデジタル通信モード	契約事業者がXiサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（ショートメッ

サービス契約約款に規定する国際アウトローミング（船舶／航空機等における国際アウトローミングに係るものに限ります。）の通信の利用に係るものとみなした場合にその通信の態様に依りて適用される区分と同じもの	ーミングに係るものに限ります。）の通信の利用に係るものとみなした場合に、その通信の態様に依りて接続可能とされる通信事業者と同じもの	るものとみなした場合に、接続する通信事業者に依りて適用されるグループと同じもの	通信の利用に係るものとみなした場合に、接続する通信事業者に依りて適用されるグループと同じもの	るものとみなした場合に、接続する通信事業者に依りて適用されるグループと同じもの
(略)				

サービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（船舶／航空機等における国際アウトローミングに係るものに限ります。）の通信の利用に係るものとみなした場合にその通信の態様に依りて適用される区分と同じもの	機等における国際アウトローミングに係るものに限ります。）の通信の利用に係るものとみなした場合に、その通信の態様に依りて接続可能とされる通信事業者と同じもの	ります。）の通信の利用に係るものとみなした場合に、接続する通信事業者に依りて適用されるグループと同じもの	に係るものに限ります。）の通信の利用に係るものとみなした場合に、接続する通信事業者に依りて適用されるグループと同じもの	ます。）の通信の利用に係るものとみなした場合に、接続する通信事業者に依りて適用されるグループと同じもの
(略)				

別表3 通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区分	取扱地域及びグループ番号
----	--------------

別表3 通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区分	取扱地域及びグループ番号
----	--------------

<p>契約事業者（株式会社NTTドコモに限ります。以下、本表において同じとします。）がX iサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（通話モード（国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の通信の利用に係るものとみなした場合に、在圏する国又は地域に応じて適用される区分と同じもの</p>	<p>契約事業者がX iサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（通話モード（国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の通信の利用に係るものとみなした場合に、在圏する国又は地域に応じて適用される取扱地域及びグループ番号と同じもの</p>	<p>契約事業者（株式会社NTTドコモに限ります。以下、本表において同じとします。）がX iサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（通話モード（国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の通信の利用に係るものとみなした場合に、在圏する国又は地域に応じて適用される区分と同じもの</p>	<p>契約事業者がX iサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（通話モード（国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の通信の利用に係るものとみなした場合に、在圏する国又は地域に応じて適用される取扱地域及びグループ番号と同じもの</p>
---	---	---	---

2 64kb/sデジタル通信モードに係るもの

区分	取扱地域及びグループ番号
<p>契約事業者（株式会社NTTドコモに限ります。以下、本表において同じとします。）がX iサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（64kb/sデジタル通信モード（国際アウトローミングに</p>	<p>契約事業者がX iサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（64kb/sデジタル通信モード（国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の通信の利用に係るものとみなした場合に、在圏する国又は地域に応じて適用される取扱地域及びグループ番号と同じもの</p>

2 64kb/sデジタル通信モードに係るもの

区分	取扱地域及びグループ番号
<p>契約事業者（株式会社NTTドコモに限ります。以下、本表において同じとします。）がX iサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（64kb/sデジタル通信</p>	<p>契約事業者がX iサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（64kb/sデジタル通信モード（国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の通信の利用に係るものとみなした場合に、在圏する国又は地域に応じて適用される取扱地域及びグループ番号と同じもの</p>

<p>係る電気通信回線へ着信した通信に係るものに限ります。)に係るものに限ります。)の通信の利用に係るものとみなした場合に、在圏する国又は地域に応じて適用される区分と同じもの</p>		<p>モード(国際アウトロ－ミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るものに限ります。)に係るものに限ります。)の通信の利用に係るものとみなした場合に、在圏する国又は地域に応じて適用される区分と同じもの</p>	
<p>別表4～附則(略)</p>	<p>別表4～附則(略)</p>		
	<p>附 則(令和4年2月10日 P S 事推第00879454号)</p>		
	<p>(実施期日)</p>		
	<p>1 この改正規定は、令和4年2月25日から実施します。</p>		